

# 老人の福祉

## 1. 老人福祉の目的（老人福祉法第1条）

この法律は、老人福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。

## 2. 老人福祉の基本的理念（法第2条、第3条）

老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。（法第2条）

老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、又は、その知識と経験を活用して社会的活動に参加するよう努めるものとする。（法第3条第1項）

老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。（法第3条第2項）

## 3. 老人クラブ関係

地方公共団体は老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者に対して、適当な援助をするよう努めなければならない。（法第13条第2項）

## 4. 老人クラブ三成因

- (1) 自分達が協働して組織するもの。
- (2) 自分達によって運営活動していくもの。
- (3) 自分達の福祉を増進させるためのもの。

# 老人クラブ運営要綱

## 1. 目的

老人クラブは、老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的とする。

## 2. 組織

(1) 会員の年齢は、おおむね60歳以上とする。

ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の会員の加入を妨げないものとする。

(2) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する者とする。ただし、地域を超える区域における活動形態別の組織化を妨げないものとする。

(3) 会員数は、おおむね30人以上とする。ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(4) 代表者として会長及びこれを補佐する副会長その他必要な役員を置くものとする。

## 3. 運営

(1) クラブの運営は、会員により自主的に行われるものとする。

(2) 会員はクラブ活動費に充てるため、定期的に会費を納入するものとする。

(3) 事業の適正かつ円滑な実施を図るため、会則を設けるものとする。

## 4. 活動

(1) 老人クラブは、自らの生きがいを高め健康づくりをすすめる各種活動と、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動との均衡を図りながら、多様な社会活動を総合的に実施するものとする。

(2) 老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、相当数の会員が當時参加するものであること。

## 5. 経理

老人クラブは、クラブ活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならぬ。

## 川西市老人クラブ連合会規約（案）

### （名 称）

第1条 本会は川西市老人クラブ連合会と称する。

### （事務所）

第2条 本会の事務所はキセラ川西プラザ福祉棟2階におく。ただし、事務局は川西市役所内におく。

### （組織）

第3条 本会は川西市内の老人クラブをもって組織する。

2. 本会を組織する川西市内の老人クラブは、別に定める地区老人クラブ連合会を組織する。

### （目的）

第4条 本会は高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業及び高齢者の活動促進のための諸事業を行うことを目的とする。

### （事業）

第5条 本会の事業は次のとおりとする。

- (1) 老人クラブの強化、育成
- (2) 老人クラブ、関係機関（団体）等との情報交換及び連携
- (3) 講習、講演会、研究会の開催
- (4) 広報活動、各種調査の実施
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要なこと。

### （役員）

第6条 本会の役員は次のとおりとし、任期は2箇年とする。

ただし、再任は妨げない。

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 会長    | 1名               |
| (2) 副会長   | 4名以内             |
| (3) 事務長   | 1名を置くことができる      |
| (4) 理事    | 地区老人クラブ連合会数+6名以内 |
| (5) 会計    | 1名               |
| (6) 女性部役員 | 2名               |
| (7) 監事    | 3名以内             |

2. 補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （職務）

第7条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

3. 理事は、会長の命を受け重要業務を計画立案し、審議決定する。

4. 代議員は、本会の業務を審議する。
5. 会計は、本会の会計事務を処理する。
6. 監事は、会計及び業務執行の状況を監査する。

(役員の選任)

- 第8条 会長、副会長、事務長、理事は、総会において選出する。  
ただし、女性部役員の内1名は副会長、もう1名は理事とする。
2. 理事は、地区老人クラブ連合会会長、市老人クラブ連合会会長・副会長・事務長・事業部長・女性部役員・会計をもって充てる。
  3. 代議員は、規約第6条の役員、各老人クラブ会長、10地区代表の女性部役員を持って充てる。ただし、会員100名までの老人クラブは代議員を1名とし、101名をこえる老人クラブにあっては、50名までを増すごとに1名を加えるものとする。
  4. 会計及び監事は、総会において推薦する。

(会議)

- 第9条 本会の会議は総会（代議員会を兼ねる）、理事会とする。
2. 会議は、会長が召集し、理事会の議長は会長又は副会長がこれに当たり、総会の議長は総会において選出する。
  3. 総会は本会の最高議決機関であり、代議員をもって組織し、毎年1回開催する。ただし、理事会において必要と認めたときは随時開催することができる。
  4. 理事会は、規約6条の役員をもって構成し、会長が必要と認めたときに開催するものとし、総会付議事項その他重要な事項を審議する。また、監事は、理事会に出席することができる。
  5. 会議はすべて、過半数の出席により成立し、会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、事情やむを得ぬ場合に限り、総会招集を行わずに会長が提案文章を代議員に配達して総意を問い合わせ、全回答の過半数をもって賛否を決し、総会の議決と同一の効力と認めることができる。

(総会での議決事項)

- 第10条 次の各号に定める事項は総会で議決承認されなければならない。
- (1) 事業計画及び事業報告
  - (2) 予算及び決算
  - (3) 会計監査報告
  - (4) 規約の改廃
  - (5) 理事会が必要と認めた事項
  - (6) その他重要事項

(顧問及び名誉会長)

第11条 本会に顧問及び名誉会長をおくことができる。  
顧問及び名誉会長は理事会に諮り会長が委嘱する。

(事務機構)

第12条 本会に事務局をおき、その職員は会長が委嘱する。  
(会計)

第13条 本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。  
2. 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

(会費の徴収)

第14条 本会の会費は、老人クラブ1クラブ当たり年額13,000円及び各老人クラブ会員1名当たり年額100円をもって計算した額の合計額とする。ただし、小規模老人クラブは、1クラブ当たり年額1,000円及び各老人クラブ会員1名当たり年額100円をもって計算した額の合計額とする。  
2. 前項のクラブ会員数は、毎年4月1日現在の会員数とする。  
3. 途中加入のクラブについては、年額金を納めるものとし、途中退会のクラブについては、返金をしない。

(会費の減免)

第15条 会費の中で、85歳(ただし、80歳以上で会費を徴収していない場合は該当歳)以上及び特段の事由により、会費の納入を困難とする者は免除することができる。

(部会)

第16条 事業実施のため必要な部会を置くことができる。部会の規定については、別に定める。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は理事会に諮り会長が定める。

付 則 (昭和55年4月1日改正)

本規約は、昭和55年4月1日より施行する。

付 則 (昭和60年改正)

本規約は、昭和60年8月1日より施行する。

付 則 (昭和61年改正)

本規約は、昭和61年6月1日より施行する。

付 則 (昭和62年改正)

本規約は、昭和62年6月1日より施行する。

付 則 (平成4年改正)

本規約は、平成4年5月22日より施行する。

付 則 (平成5年改正)

本規約は、平成5年5月25日より施行する。

付 則 (平成6年改正)

本規約は、平成6年5月25日より施行する。

付 則 (平成7年改正)

本規約は、平成7年5月25日より施行する。

付 則 (平成8年改正)

本規約は、平成8年5月20日より施行する。

付 則 (平成9年改正)

本規約は、平成9年5月29日より施行する。

付 則 (平成17年改正)

1. 本規約は、平成17年4月1日より施行する。

2. 平成17年度の理事選任に係る理事定数規準の会員数は、別表の規程に かかわらず、平成16年4月1日現在の会員数に平成16年4月30日現在の悠遊シニア夢クラブ緑台地区138名、悠遊シニア夢クラブ向陽台地区127名、悠遊シニア夢クラブ水明台地区150名合計450名の会員数をその属する地区老人クラブ連合会の会員数に加えた数とする。

付 則 (平成19年改正)

本規約は、平成19年5月18日より施行する。

付 則 (平成20年改正)

本規約は、平成20年5月28日より施行する。ただし、第6条第3号の規定は平成22年度から適用する。

付 則 (平成26年改正)

本規約は、平成26年5月21日より施行する。

付 則 (平成27年改正)

本規約は、平成27年5月13日より施行する。

付 則 (平成28年改正)

本規約は、平成28年5月26日より施行する。ただし、(会費の减免)第15条は平成29年度より施行する。

付 則 (平成29年改正)

本規約は、平成29年5月24日より施行する。

付 則 (平成30年改正)

本規約は、平成30年5月24日より施行する。

付 則 (令和元年改正)

本規約は、令和元年5月28日より施行する。

付 則 (令和5年改正)

本規約は、令和5年5月24日より施行する。

## 川西市老人クラブ連合会・地区老人クラブ連合会設置規程(案)

- 第1条 この規定は、川西市老人クラブ連合会規約第3条に規定する地区老人クラブ連合会の設置に関し、その必要事項を定める。
- 第2条 地区老人クラブ連合会は、単位老人クラブにより構成し、表のとおりとする。
- 第3条 地区老人クラブ連合会は、それぞれの代表者として、地区老人クラブ連合会長を選出し、川西市老人クラブに連合会に報告するものとする。
- 第4条 その他の運営事項については、川西市老人クラブ連合会規約の目的を尊重し、各会で決定するものとする。

付 則（平成17年改正）

この規程は平成17年4月1日より施行する。

付 則（平成18年改正）

この規程は平成18年5月19日より施行する。

付 則（平成27年改正）

この規程は平成27年5月13日より施行する。

付 則（平成29年改正）

この規程は平成29年5月24日より施行する。

付 則（令和4年改正）

この規程は令和4年5月24日より施行する。

付 則（令和5年改正）

この規程は令和5年5月24日より施行する。

別表 地区老人クラブ（第3条関係）

1) 北陵地区老人クラブ連合会
2) 大和地区老人クラブ連合会
3) 東谷地区老人クラブ連合会
4) 清和台・けやき坂地区老人クラブ連合会
5) 多田地区老人クラブ連合会
6) 明峰地区老人クラブ連合会
7) 川西北地区老人クラブ連合会
8) 川西小地区老人クラブ連合会
9) 加茂小地区老人クラブ連合会
10) 久代地区老人クラブ連合会

## 川西市老人クラブ連合会部会設置規程（案）

- 第1条 この規定は、川西市老人クラブ連合会規約第16条に規定する部会について、その必要な事項を定める。
- 第2条 部会の名称は、総務部、広報部、IT推進部、文化部、スポーツ部、女性部とする。
- 第3条 各部会の事務分担は、次のとおりとする。  
ただし、社会環境の変化に伴い、隨時、分担事業の追加または変更をすることができる。
- (1) 総務部 定期総会・新年互礼会・理事会・単老会長会議・市老連の方向性を検討
- (2) 広報部 会報発行・地区老連、単老の情報収集・広報活動
- (3) IT推進部 HPの作成・事務改善の推進・地区老連、単老の情報収集
- (4) 文化部 カラオケ・演芸発表会・親睦旅行
- (5) スポーツ部 ゴルフ大会、グラウンド・ゴルフ大会
- (6) 女性部 健康関係事業・観劇（呉服座・松竹座）シニアの集い・高齢者大学
- 第4条 部会は、副会長、事務長、及び理事の内から選任された部長、副部長と若干名の部員並びに必要に応じ、地区老人クラブ会長推薦の代議員または、会員の内から推薦された部員をもって構成する。
- 第5条 この規約で定めるもののほか必要な事項は理事会に諮り会長が定める。
- 付 則（平成17年改正）  
この規程は平成17年4月1日より施行する。
- 付 則（平成22年改正）  
この規程は平成22年6月1日より施行する。
- 付 則（平成26年改正）  
この規程は平成26年5月21日より施行する。
- 付 則（平成27年改正）  
この規程は平成27年5月13日より施行する。
- 付 則（平成29年改正）  
この規程は平成29年5月24日より施行する。
- 付 則（平成30年改正）  
この規程は平成30年5月24日より施行する。
- 付 則（令和3年改定）  
この規程は令和3年6月16日より施行する。
- 付 則（令和5年改定）  
この規程は令和5年5月24日より施行する。

# 川西市老人クラブ連合会女性部設置規程

## (総 則)

第1条 本部は、川西市老人クラブ連合会（以下「市老連」という）女性部と称し、市老連規約第16条により、本規程を定める。

第2条 本部は、川西市内の老人クラブをもって組織する。

## (目的及び事業)

第3条 本部は、市老連組織の中に女性部を設け、老人クラブの活性化をはかることを目的とする。

第4条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 各種研修会及び文化活動のための講習会開催に関する事。
- 2 その他目的達成のために必要な事業の実施に関する事。

## (役 員)

第5条 本部に次の役員をおく。

部 長	1 名
副部長	若干名
委 員	各クラブ1名

第6条 部長及び副部長は、委員の互選による。

第7条 部長は、本部を代表し、会務を統括する。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、あらかじめ定められた順によりその職務を代理する。

## (会 議)

第8条 本部の会議は、委員会とし、部長が必要に応じ召集する。

- 2 委員会は、本部の運営及び計画について、協議及び実施にあたる。

## (その他)

第9条 この規程で定めるものほか、必要な事項は正副部長会に諮り、部長が定める。

## 付 則（昭和62年改正）

この規程は昭和62年5月27日より施行する。

## 付 則（平成5年改正）

この規程は平成5年5月25日より施行する。

## 付 則（平成9年改正）

この規程は平成9年5月29日より施行する。

## 川西市老人クラブ連合会活動費支給規程

- 第1条 川西市老人クラブ連合会会員の活動費支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。
- 第2条 この規程に定める会員の対象範囲は、川西市老人クラブ連合会の役員並びに各部に所属する部員とする。
- 第3条 役員並び部員には、会議並びに部活動への出席等の職務を行うために要する活動費を別に定める内規により支給する。
2. 前項の役員並びに部員が、職務を行うために市外に出張した場合は、交通費の実費を支給する。

### 付 則（平成29年）

この規程及び内規は、平成29年5月24日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

## 川西市老人クラブ連合会選奨規程

- 第1条 本会功労者または団体に対する選奨は、本規程に定めるところによる。
- 第2条 選奨は概ね下記の標準による。
1. 会長、副会長、事務長、監事4年以上在職者
  2. 各地区単位老人クラブ会長として4年以上在職しクラブ指導並びに運営について功績顕著な者
  3. 多年に亘り、老人クラブ指導育成について功績顕著な者
  4. 会員の加入活動により前年度中の新規会員が5名以上あった老人クラブ

第3条 本規程による選奨者は理事会において決定する。

第4条 選奨は賞状及び記念品を贈り、会長名をもって選奨する。

第5条 選奨は総会開催の時期に行うものとする。

### 付 則（昭和51年改正）

この規程は昭和51年4月1日より施行する

※昭和51年度中に辞任する者よりこの規程を適用する。

### 付 則（平成9年改正）

この規程は平成9年5月29日より施行する

### 付 則（平成28年改正）

この規程は平成28年5月26日より施行する

### 付 則（平成29年改正）

この規程は平成29年5月24日より施行する

付 則 (令和元年改正)

この規程は令和元年5月28日より施行する

## 川西市老人クラブ連合会弔慰規程（案）

第1条 川西市老人クラブ連合会の弔慰に関する事項は、この規定の定めるところによる。

第2条 この規程に定める対象範囲は、現任の会長、副会長、事務長、理事、会計、監事、顧問、単位老人クラブ会長とする。

第3条 対象者が死亡したときは、弔慰金5,000円を贈り、長流旗を飾るものとする。

第3条この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則 (昭和60年改正)

この規程は昭和60年8月1日より施行する

付 則 (昭和62年改正)

この規程は昭和62年6月1日より施行する

付 則 (平成8年改正)

この規程は平成8年5月20日より施行する

付 則 (平成9年改正)

この規程は平成9年5月29日より施行する

付 則 (平成17年改正)

この規程は平成17年4月1日より施行する

付 則 (平成19年改正)

この規程は平成19年5月18日より施行する

付 則 (平成27年改正)

この規程は平成27年5月13日より施行する

付 則 (平成29年改正)

この規程は平成29年5月24日より施行する

付 則 (令和5年改正)

この規程は令和5年5月24日より施行する

## 川西市老人クラブ連合会敬老規程（案）

- 第1条 川西市老人クラブ連合会の敬老に関する事項は、この規定の定めるところによる。
- 第2条 この規程に定める対象範囲は、市老連会員全員とする。
- 第3条 対象者が新年度中に100歳に到達した誕生月に、お祝い状および、お祝い金5,000円を贈る。
- 第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

### 付 則

この規程は令和5年5月24日より施行する